

票を不平等に配分する¹⁾

——票配分原理の探究——

瀧 川 裕 英

- 1 なぜ票の平等なのか
 - 2 問題の構造
 - 3 非同数票テーゼ
 - 4 票の配分基準
 - 5 票の目的と票の平等
- おわりに

1 なぜ票の平等なのか

平等は重要な道徳的価値である。平等に関わる諸論点の中で、経済的平等については、その指標や根拠に関して膨大な議論蓄積がある。本稿が検討するのは、政治的平等の重要な部分を構成する票の平等である。票を平等に配分することは、当然の要請であるようにみえる。票を不平等に配分するなどということが果たして正当化されるだろうか。

これは反語疑問文ではない。票の不平等配分は現実に提案されてきた。有名なのは、J・S・ミルの複数投票制である。ミルは『代議制統治論』で、知的に優れた者に複数票を付与する制度を提案した。

1) 本稿の元となる原稿は、公共政策学会第20回研究大会のセッション「票の平等の政策論：経済学と規範理論の対話」において報告した(2016.06.11, 日本大学)。大会企画委員長の増山幹高氏と、セッションの報告者でもあった宇佐美誠氏には、貴重な機会をいただいたことについて御礼を申し上げたい。また、討論者の須賀晃一先生には根底的な論点に関わる貴重なコメントをいただいたし、砂原庸介・木寺元各氏からも貴重なコメントをいただいた。記して感謝したい。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

また最近では、少子高齢化が進む中で「シルバー民主主義」が引き起こす問題に対応すべく、未成年の子を持つ親に複数票を付与する制度も提案されている。

このように、票の平等は当然の要請ではない。では、なぜ票の平等なのか。この問いの検討を通じて、票の配分原理を探究していこう。

2 問題の構造

2.1 五つの問い

票の平等を論じるためには、問題の構造を明確にする必要がある。票の平等に関して、区別されるべき問いが少なくとも五つある。

第一の問いは、誰が有権者か、である。例えば、外国人の参政権問題である。外国人に選挙権を付与すべきか。付与するとして、地方選挙のみか、国政選挙も含むか。選挙権が付与される外国人の要件は何か。永住者のみか、一定期間を超える定住者も含むか。こうした問いの背景にあるのは、投票権に関する国民と外国人の平等である。同様の問題は、未成年者や受刑者でも生じる。これは、**有権者の範囲**（constituency）の問題である。

第二の問いは、有権者の持つ票数は単数か複数か、である。一人の有権者が持つ票数は1に限定されるのか、2以上の複数も可能か。これは、**票の複数性**の問題であり、**単数票制**と**複数票制**が対立する。例えば、衆議院議員小選挙区の選挙は単数票制であり、株主総会やマンションの管理組合の総会は複数票制である²⁾。

第三の問いは、有権者の持つ複数票を複数候補に分散して投ずることは許されるか、である。複数票を複数候補に分散して投じることを禁止し同一候補に投じることをのみを許容するのが、**統一投票制**である。これに対して、複数票を複数候補に分散して投じることを許容するのが、**分散投票制**である。例えば、3票持者が、候補Aに2票を、候補Bに1票を投じることを、統一投票制は禁止するが、分散投票制は許容する³⁾。

第四の問いは、有権者の持つ票数は同じにすべきか、である。第二の問いで単数票制を採用するならば、この第四の問いに対して、同じにすべきであると黙示的に答えていることになる。だが、複数票制を採用するならば、票数の不平等の問題が生じうる。

ミルはこの問いに対して、同じにしなくてよいと明示的に答えた。つまり、有権者の持つ票数は異なるとよい。これに対して、有権者の平等を重視する者は、有権者の持つ票数は同じであるべきだと主張する。これは、**票数の異同の問題**である。

第五の問いは、**票数の配分基準**は何か、である。有権者によって票数が異なるとよい場合、いかなる配分基準を採用するのか。有権者の納税額によって票数を変えてよいか。有権者の政治的判断能力はどうか。有権者の年齢はどうか。これは、**票の配分基準の問題**である。

2) 「複数票制」は、「複数投票制」と呼ばれることが多いが、本稿は「票」と「投票」を厳密に区別する。「票」とは投じられる対象である。これに対して、「投票」とは票を投じるという行為である。保持された票がすべて実際に投じられる場合には、票の数と投票の数は同一である。しかし、保持された票が投じられない場合には、票の数と投票の数は同一ではない。

票と投票の区別を前提とすれば、票の平等と投票の平等は異なる意味を持つ。票を投じるか否かが自由である場合、「票の平等」は投票の前における各人が保持する票の平等配分を意味するのに対し、「投票の平等」は投票の後における投じられた票の平等算入を意味する。本稿で扱うのは、前者である。

票と投票の区別に基づくならば、票を投じる権利である「投票権」と「票」は、重なる部分はあるものの、二つの重要な相違を持つ。

第一に、以下で論じるように、投票が持つ権利の側面のみならず義務の側面も重視する立場からすると、投票権よりも票のほうが中立的な用語である。

第二に、Amar が提唱する「くじ引き投票 (lottery voting ; random ballot)」に対する評価も変わってくる。くじ引き投票とは、有権者が投票を行った後で、投じられた票からくじ引きをして、当選者を決める方式である (Amar 1984, 1995)。

投じられた票の多寡によって当選者を決める現行の方式では、「切り離され孤立した少数者 (discrete and insular minorities)」が構造的に排除されてしまう。そうした少数者にも代表される可能性を公平に確保すべく提案されたのが、くじ引き投票である。

このくじ引き投票は、別の角度から見ると、くじ引きによって選出された有権者のみが実際に投票する制度として捉えることができる。こうした見方をとるとき、一方で、とにかく投票するという行為が重要であり、投票権を行使することに意義があると考えられるならば、くじ引き投票は不当な制度だと評価される。他方で、票を投じるのではなく保持することが重要だと考えるならば、くじ引き投票は十分ありうる制度だと評価される。

3) 厳密に言えば、統一投票制と分散投票制で、すべての可能性が尽きているわけではない。第三の可能性として、複数票を複数候補に分散して投じることを禁止するが、全ての票を同一候補に投じることを要求せず、一部の票のみを同一候補に投じることを許容する制度がある。この制度を、**割引投票制**と呼ぶことにしよう。割引投票制は、例えば3票のうち2票だけを候補者Aに投じるということを許容する。

割引投票制の折衷的性格を正確に理解するためには、棄権を〈不在という候補に対する投票〉として捉えればよい。そのとき割引投票制は、存在する複数の候補に分散して投票することを禁止するという点で統一投票制であり、不在という候補を含めて分散して投票することを許容するという点で分散投票制である。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

以上の五つの問いを表にまとめると、下のようになる。

表：五つの問い

第一の問い	Q. 有権者の範囲 ：誰が有権者か？ A. 成人国民，外国人，未成年者，受刑者
第二の問い	Q. 票の複数性 ：有権者の持つ票は単数が複数か？ A. 単数票制，複数票制
第三の問い	Q. 投票の形態 ：複数票を分散して投ずることは許されるか？ A. 統一投票制，分散投票制
第四の問い	Q. 票数の異同 ：有権者の持つ票数を同じにすべきか？ A. 同数票制，非同数票制
第五の問い	Q. 票の配分基準 ：票数の配分基準は何か？ A. 能力原理，影響原理，承認原理，担当原理

2.2 投票の統一と分散

五つの問いの相互関係はどうなっているだろうか。まず着目したいのは、第二、第三、第四の問いの関係である。複数票制が統一投票制と同数票制を採用する場合には、単数票制と複数票制は実質的には同じである。各候補者の各候補の獲得票数が、有権者の持つ票数倍されるだけである。逆に、単数票制と複数票制が実質的に異なるのは、統一投票制か同数票制が採用されない場合である。つまり、分散投票制か非同数票制が採用される場合である⁴⁾。

分散投票制は、珍しいものではない。例えば、ボルダールールは、複数票を分散させることを許容するルールとして理解できる。選択肢の数が三つであれば、1位に3票、2位に2票、3位に1票投じたと理解できるからである⁵⁾。

統一投票制と分散投票制の対立は、次の二つの論点に関わる。

第一の論点は、理想的な有権者像である。有権者は自らの内部に複数の対立する見解を保持してよいのか、それとも一つの見解へとまとめ上げなければならないのか。有権者は迷いを抱えていてよいのか、迷いを捨てて決断しな

4) 厳密に言えば、前注で示した割引投票制が採用される場合にも、棄権票があるために、各候補者の各候補の獲得票数は有権者の持つ票数倍されるわけではなく、単数票制と複数票制は実質的に異なる。

5) ボルダールールについて、参照、坂井 2013。

ければならないのか。いずれの有権者像を理想的なものとするかによって、分散投票制か統一投票制かは決まってくる。

第二の論点は、有権者の判断の質である。統一投票が想定する有権者は、有限の存在である。第一に、有権者の判断能力は有限である。一般に有権者は序数的判断に比べて基数的判断は不得手である。1位、2位、3位という順序づけは容易だが、それぞれの候補が何票に値するかの判断は難しい。第二に、有権者の関心は有限である。有権者は何が1位であるかについては十分に関心を持ち、熟慮して判断する。だが、2位以下、特に下位については十分に関心を持たず、熟慮せずに判断することも多い。そのため、2位以下の順位付けは1位の順位付けよりも信頼性が劣る。有権者に対するこうした想定が成り立つならば、統一投票制のほうが望ましいといえる。

2.3 同数票テーゼと非同数票テーゼ

本稿で中心的に検討するのは、第四の問いに関わる次のテーゼである。

■同数票テーゼ

各人が持つ票数を同じにすべきである

同数票テーゼは、政治的平等を構成する票の平等から当然導出されるように見える。各人が持つ票を平等にするためには、票を同数にすることが不可欠であるように見える。同数票テーゼを否定し、次のテーゼを擁護する者は多くない。

■非同数票テーゼ

各人が持つ票数を別にしてよい

非同数票テーゼの前提は、複数票制である。つまり、各人の持つ票数は複数でありうる。仮に各人の持つ票数が1でしかありえないのであれば、すべての者の票数は1となるため、非同数票テーゼは成立しない。

一人一票制(単数票制)は、同数票テーゼを採用する。だが、一人二票制も、同数票テーゼを採用している。つまり同数票テーゼは、単数票制だけではなく複数票制によっても採用されうる。したがって、一人一票制の趣旨は、一

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

人二票制を否定することではなく、非同数票テーゼを否定することにある。

この点に関して、選挙権の平等は複数投票を禁じるとしばしば説明される（長谷部 2014：174）。しかし、以上の議論から明らかなように、それは正確ではない。複数票制を採用しつつ同数票制を採用することも可能だからである。基本的な対立は、同数票テーゼか非同数票テーゼかであり、単数票制か複数票制かではない。

2.4 一人一票と一票の格差

この一人一票制との関連で、いわゆる「一票の格差」について検討しておこう。

まず確認すべきこととして、現行の選挙制度で有権者の持つ票数は単数であり、そこに格差はない。つまり、一人一票制が採用されており、同数票テーゼに従っている。

にもかかわらず、一票の格差が問題として生じるのは、「投票価値の平等」に反するからだとされる⁶⁾。その「投票の価値」とは、「各投票が選挙の結果に及ぼす影響力」だと言われている（最判昭和 51 年 4 月 14 日民集第 30 巻 3 号 223 頁）。

しかし、それは正確ではない。一人一票制の下では、同一選挙区では「各投票が選挙の結果に及ぼす影響力」は必然的に平等であり、投票の価値は平等だからである。投票価値の平等が重要なのは一つの選挙に関してであり、別の選挙で各投票が選挙の結果に及ぼす影響力が平等でないことは問題にならない。ここで重要なのは、「一つの選挙（an election）」という観念である。

例えば、今回の選挙では前回の選挙と比べて有権者数が増えたとしよう。このとき、各投票が選挙の結果に及ぼす影響力は、前回の選挙と比べて減少している。有権者数が二倍になれば、選挙の結果に及ぼす影響力は半分になる。だ

6) 票と投票を峻別するという立場からは、票価値の平等か投票価値の平等かが当然問題となる。公平な選挙区割りがないと、票価値の平等が達成されていても、特定の選挙区で特異的に投票率が高くなる（あるいは低くなる）ことで、投票価値の平等が達成されないことはありうる。

重要なのは投票行動に関わる平等ではなく保持する票の平等であるとするれば、投票価値の平等ではなく票価値の平等こそが要請されるはずである。したがって、「票価値の平等」が正確な用語法であるが、ここでは通常用語法に即して「投票価値の平等」という用語で論じる。

が、ここに問題はない。今回の選挙と前回の選挙は一つの選挙ではなく別の選挙であり、別の選挙で選挙の結果に及ぼす影響力を考慮することは基本的に無意味だからである。

あるいは、定数が異なる選挙区で完全連記制が採用されているとしよう⁷⁾。このとき、例えば定数2のA選挙区の有権者は2票、定数3のB選挙区の有権者は3票持つと捉えることができる⁸⁾。この制度では、有権者が持つ票数が異なっているが、ここに問題はない。A選挙区とB選挙区は一つの選挙ではなく別の選挙だからである。

このように、投票価値の平等が問題となるのは、一つの選挙で選挙の結果に及ぼす影響力が異なる場合であり、別の選挙では投票価値の平等は問題とならない⁹⁾。したがって、現行の選挙制度のように一人一票制が採用されている限り、一つの選挙においては「各投票が選挙の結果に及ぼす影響力」は平等であり、そこに「一票の格差」なるものは存在しないはずである。

にもかかわらず、一票の格差が生じるのは、〈選挙区ごとに有権者が投票で代表者を選出し、代表者の集団が投票で決定を行う〉という選挙区代表制に起因する。選挙区代表制では、有権者の持つ票数は1で同じであるが、一人の代表者を選出する有権者数が選挙区ごとに異なる。その結果として、代表者集団が行う決定に対して有権者が及ぼす影響力に格差が生じることになる。つまり、不平等となっている「投票の価値」とは、「各投票が選挙の結果に及ぼす影響力」ではなく、「各投票が代表者集団による決定に対して及ぼす影響力」

7) ここでの議論は、1名に対してしか投票できない単記制でなければ、定数と同じ数だけ投票できる完全連記制であろうと、定数より少ない数しか投票できない制限連記制であろうと、同じである。

8) もちろん、A選挙区であれB選挙区であれ、有権者が持っているのは1票であり、1票で複数名を選べると捉えるほうが通例だろう。だが、そもそも「一つの票」とは何だろうか。それは「一枚の投票用紙」のことだろうか。

そうではない。本文で強調するように、票の価値は一つの選挙でのみ意味を持つものだから、票の数が意味を持つのは一つの選挙においてのみである。一つの票とは、一つの選挙における投票の機会である。重要なのは、投票用紙の枚数ではなく、投票の機会である。それを異なる選挙の間で比べる意味が生じるのは、代表者集団による決定への影響力が変わってくるからである。

9) こうした考察は、「選挙」という言葉の用法について反省を迫ることになる。「選挙」は、①各選挙区の選挙を指す場合と、②各選挙区の選挙を包括した選挙を指す場合がある。例えば、第47回衆議院議員総選挙というのは、後者の用法である。だが、それがいかなる意味で一つの選挙であるのかという点は、十分に注意されてよい。この論点は、次の注で扱う。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

である。より具体的には、有権者の各投票が議会での議決に及ばず影響力のことである¹⁰⁾。

全国区の選挙制度では、一票の格差は生じない。選挙区間の格差が存在しないからである。したがって、一票の格差が生じる原因は代表制ではなく選挙区制にあるというのは、考えてみれば当然である。

2.5 有権者数方式と得票数方式

しかしながら、選挙区代表制において、適切な選挙区割りをしなければ一票の格差が生じるというわけではない。

例えば、「有権者数方式」を考えてみよう。有権者数方式では、一人の代表者が決定に対して持つ票数は、その選挙区の有権者数である。

この有権者数方式では、一票の格差の問題は生じない。第47回衆議院議員総選挙を例にとれば、東京都第1区選出議員は492,025票を、宮城県第5区選出議員は231,081票を、衆議院での議決に際して持つことになる。このとき、有権者間の一票の格差は問題として生じない。有権者が持つ一票が、そのまま議決における一票としてカウントされるからである¹¹⁾。

また、「得票数方式」を考えることもできる。得票数方式では、一人の代表者が決定に対して持つ票数は、選挙区の有権者数ではなく、その代表者が選挙で獲得した票数である。有権者数方式では得票率にかかわらず有権者数の票数を総取りするのに対して、得票数方式では得票数だけを獲得することになる。

この得票数方式でも、一票の格差の問題は生じない。有権者が代表者に投じた一票が、そのまま議決における一票としてカウントされるからである。

こうした有権者数方式や得票数方式を採用して、代表者が決定に対して持つ

10) したがって、一票の格差が問題として生じるのは、議会での議決単位である。これが意味するのは、一票の格差の問題は、総選挙においてのみ生じるのではなく、総選挙とその欠員を補充する補欠選挙の間でも生じるということである。議会での議決に及ばず影響力が平等であるか否かが問題なのだから、選挙が総選挙として同時に行われようと、総選挙とその欠員を補充する補欠選挙として別の時点で行われようと、一票の格差の問題は生じうる。さらにいえば、ある補欠選挙と、議会の解散を受けて行われた次の総選挙が、時間的にどれほど近接しているかと、そこに一票の格差の問題は生じない。議会での議決が同一ではないからである。

11) 同様に、「人口方式」を考えることもできる。人口方式では、一人の代表者が決定に対して持つ票数は、その選挙区の有権者数ではなく人口である。そのため、非有権者数の多寡も、代表者の持つ票数に影響を与える。有権者数方式と人口方式のいずれを採用すべきかは、代表制の意義に関わる重大な問題だが、ここでの論点とは独立しているので、これ以上探究しない。

票数を異ならせるならば、選挙区代表制であっても、一票の格差の問題は生じなくなる。要するに、代表者について非同数票テーゼを採用すれば、一票の格差の問題は生じない。一票の格差が問題として生じるのは、有権者についてだけでなく代表者についても同数票テーゼを採用するからである。

しかも、有権者数方式や得票数方式のほうが、直近の国勢調査をベースに格差を是正するいかなる制度よりも、単純で平等である。すなわち、選挙ごとに格差を是正する必要がないため単純であり、一票の格差が理論上生じないため平等である。

有権者数方式や得票数方式においては、一票の格差が生じない。もっとも、一票の格差が生じないのは有権者間でのことであり、代表者間では保持する票数の格差が生じる。この代表者間の票の格差は問題だろうか。代表者間の票の格差は、決定に向けた熟議を損なうだろうか。保持する票の多い代表者は、票の少ない代表者を対等な討論相手と見なさないだろうか。株主総会や管理組合は、票の格差のせいで熟議が形骸化しているだろうか。この問題は検討に値するが、本稿では問題の指摘にとどめておく。

2.5.1 有権者数方式か得票数方式か

では、有権者数方式と得票数方式のいずれが優れているだろうか。

得票数方式では、代表者の定員数が決まっているため、意見を反映されない有権者が出てくる。第47回衆議院議員総選挙を例にとれば、最多得票落選者である北海道1区の候補は約10.5万票を獲得したのに対し、最小得票当選者である大阪19区の候補は約5.6万票を獲得した。前者に投票した有権者の意見は、国会での様々な決定において、全くカウントされていないように見える。逆に、有権者数方式では、すべての有権者の意見が、ある意味で決定に反映される。

もっとも、有権者数方式では、選出されなかった代表者以外の候補者になされた投票（以下、「反対投票」と呼ぶ）が、投票者の意向に反して、決定における代表者の票数にカウントされる。これに対して、得票数方式では、反対投票は決定において単にカウントされないだけである。代表者が決定に対して行使しうる影響力は、各代表者に対する支持を正確に反映すべきであり、不支持を反映すべきでないと考えるならば、有権者数方式よりも得票数方式のほうが優れた制度だといえる。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

また、得票数方式では棄権も有効な意思表示方法となる。なぜなら、選出された代表者が持つ票数は、棄権によって減じられるからである。こうしてみると、得票数方式のほうが有権者の意見を的確に反映しているといえるかもしれない。

もちろん、こうした一連の問いは、有権者と代表者の関係をどのように捉えるという、代表制に関する中心的論点に関わっている。

2.5.2 有権者間の格差と代表者間の格差

もっとも、有権者数方式にせよ得票数方式にせよ、区割りの問題が解消されるわけではない。代表者が持ちうる票数が、区割りに依存するからである。各代表者は、決定に対して及ぼす影響力を高めるべく、自己の選挙区の有権者数をできるだけ多くしようとするだろう。それによって、有権者間の一票の格差問題は存在しないものの、代表者間の票数の格差問題が重要な課題となる。このことからすると、有権者数をそのまま代表者が決定において持つ票数としてしまう有権者数方式よりも、代表者が獲得した票数のみを代表者が決定において持つ票数とする得票数方式のほうが、優れた方式であるといえるだろう。

結局、得票数方式を採りつつ選挙区における有権者数を等しくする方式か、より単純には、全国を一つの選挙区とする方式が、一票の格差を是正するためには最善の方法である。

3 非同数票テーゼ

3.1 ミルの複数票制

非同数票テーゼの支持者は多くないが、いないわけではない。有名なのは、J・S・ミルである。ミルは『代議制統治論』で記す。「こうした条件にしたがって、これらのより高い職務のいずれかを遂行する人にはすべて、2票以上の票が与えられてよいだろう」（Mill 1861：336，訳229）。ミルが擁護する「複数投票（plural voting）」（Mill 1861：338，訳232）とは、本稿の用語では、複数票制を含む非同数票テーゼである。

非同数票テーゼの根拠は一つしかないミルは考える。それは「個人の知的優越（individual mental superiority）」（Mill 1861：336，訳228）である。ミルの考えでは、「国家の憲法・体制が、無知が知識と同等の政治権力を持つ資格が

あると宣言するのは、有益ではなくて有害である」(Mill 1861 : 340, 訳 235)。知識や知性は個人間で差があるのだから、その差を考慮せずに同数票テーゼを採用するのは不当である。

非同数票テーゼの根拠は、個人の知的優越のみであり、それ以外の根拠は非同数票テーゼを基礎づけない。例えば、保有する財産の多寡を根拠として票数を別にすることは許されない (Mill 1861 : 335, 訳 227)。また、性別も根拠にはならず、女性にも選挙権を付与すべきである (Mill 1861 : 341, 訳 237)。

残された問題は、個人の知的優越を「確かめるための適正な手段」に関わる (Mill 1861 : 336, 訳 228 ; 334, 訳 225)。知的優位者がより大きな影響力を持つことは原理的に正しいが、誰が知的優位者であるかを確認することは実際に難しい。その弁別基準としてミルが挙げるのは、国民教育を前提とした上での試験制度であり、一定の職業や職務の経験であり、一流大学の卒業資格である (Mill 1861 : 336, 訳 229)。

非同数票テーゼを擁護する際にミルが強調するのは、発言権を与えないことと、発言権に格差をつけることは、「全く別の提案」だということである (Mill 1861 : 334, 訳 225 ; cf. 335, 訳 227)。確かに、発言権を与えられず無視されるならば、侮辱されたと感じる権利がある。だが、自分の意見よりも考慮される資格を持つ他人がいたとしても、そのことで腹を立てる人はいないはずだとミルは考える。

3.2 ドメイン投票制

非同数票テーゼを提唱して近時注目されているのが、ドメイン投票制である (Demeny 1986)¹²⁾。出生率の低下という問題に対処する方策の一つとして、ドメインは、投票権が付与されていない未成年の意見が反映されるような選挙制度を提案する。それは、未成年者に投票権を付与し、親がその投票権を行使する制度である。具体的には、父親が男の子、母親が女の子の代理として投票するという方式、父親・母親が0.5票ずつ投票するという方式が考えられている (ドメイン 2011)。この場合、未成年の子を持つ親は、1票を超える票を持つことになる。

12) ここでは、「ドメイン投票制」という通例の呼称に倣うが、票と投票を厳密に区別する本稿の立場からは、「ドメイン票制」という呼称のほうが正確である。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

ただし、ドメイン投票制は、一人の有権者が複数票を持つ複数票制ではないという解釈もありうる。つまり、一人の有権者が持つのは単数票であることを前提として、未成年者をも有権者として一票を付与し、その票をその親が代理行使する制度として捉えることもできる¹³⁾。こうしてみると、ドメイン投票制は有権者の範囲問題に対する解答だといえる¹⁴⁾。

3.3 余命制

ドメイン投票制が提唱されるのは、いわゆるシルバー民主主義の問題状況に対応するためである。少子高齢化社会では、「高齢者の専制」が生じる。教育・年金、資源・環境、安全保障などに関わる政治的決定は長期的影響を持つ。にもかかわらず、その影響を実際には蒙ることのない高齢者が、決定に対して大きな影響力を持ってしまう。高齢者の人口比率が高いことと、一般的に若年者の投票率が低いことが原因である。

こうした高齢者の専制という問題に対処すべく、ドメイン投票制と並んで提案されているのが、「年齢別選挙区制」である（竹内 2011）。年齢別選挙区制は、選挙区を地理的ではなく世代別に区分する。その上で、各世代の選挙区に、その世代の平均余命に応じて議席を配分する。

例えば、厚生労働省が発表している簡易生命表の平成 22 年版によれば、例えば、25 才男性の平均余命は約 55 年であり、55 才男性の平均余命は 27 年である。このように平均余命が約 2 倍であるため、20 代選挙区に 50 代選挙区の 2 倍の議席を配分することになる。

より単純な制度として、「余命制」を考えることができる¹⁵⁾。余命制は年齢別選挙区制とは異なり、選挙区を世代別に区分しない。むしろ、有権者は余命年数に応じた数の票を持つ。つまり、年齢別選挙区制が同数票テーゼを維持す

13) しかしながら、親の代理投票が、どの程度子の利益を考慮するのか、という問題は残る。自分の子がいない大人よりも、自分の子のいる大人のほうが、次世代の利益を考慮するとはいえそうである。だが、親が子よりも、子の利益を正確に考慮するといえるかという点には疑問の余地がある。

14) ドメイン投票制について、二つの解釈がありうるということが示すのは、有権者の範囲問題と票の配分基準問題は実は連続的であるということである。

15) さらに単純なのが、高齢者から投票権を剥奪する制度である（van Parijs 1999）。未成年者が投票権を持たないのと同様に、「過成年者」も投票権を持たないことにするのは、後述する能力原理や影響原理からは不当なこととはいえない。

るのに対し、余命制は同数票テーゼを明確に否定し、非同数票テーゼを採用する。余命制では、25才男性は55票、55才男性は27票を持つ¹⁶⁾。

このような余命制は、年齢に応じて票数を変えることで、高齢者の専制を統制することができる。その意味で、余命制は一人一票制よりも、公正で適切な制度だといえる。

3.3.1 平均余命か限界余命か

余命制にとって重要なのは、余命の捉え方である。年齢別選挙区制での議論を参考にすれば、余命の捉え方には少なくとも二つあることがわかる。

第一は、平均余命である。平均余命は、当該年齢の者が、あと何年生きるかを示す平均値である。竹内が採用する余命観である。

第二は、限界余命である。限界余命は、人間が生きられる最大限の寿命（限界寿命、例えば125）から現在の年齢を引いた値である。小黒・石田が採用する余命観である。

平均余命は、医学の発展、医療サービスの向上、食事の改善等により変化し、基本的傾向として漸増している。そのため、平均余命は世代ごとに、より正確にはコホート集団ごとに異なる。余命を平均余命と捉えると、後世代のほうが生涯でより多くの票を持つことになる。

それだけではない。一般に女性のほうが男性よりも平均余命が長い。そのため、余命を平均余命として捉えると、同年齢でも女性のほうがより多くの票を持つことになる。また、学歴についても、高学歴のほうが低学歴よりも平均余命が長いことが知られている。そのため、余命を平均余命として捉えると、高学歴のほうがより多くの票を持つことになりかねない (Parijs 1999 : 305)。

こうした問題を避けて、生涯を通じた投票価値を平等にすることを重視するならば、余命を限界余命として捉えたほうがよい (小黒・石田 2012 : 3)。具体的には、ある人が持つ票数を、限界寿命である125から当人の現在の年齢を引いた数にすればよい。そうすれば、同年齢であれば同数の票を持つことになる。

こうした余命の捉え方の議論が示すように、余命制も同数票テーゼを支持し

16) その結果として票の総数が膨れあがるが、そのことを問題視するならば、余命年数に一定の係数を掛けることで減らせばよい。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

ているという解釈がありうる。ドメイン票制が同数票テーゼを支持しているという解釈がありうるのと同様である。つまり、各人が持つ票数は誕生時には125で同数であり、誕生日ごとに1ずつ減少すると解釈するわけである。

このような解釈は、各人のライフステージに着目するという観点からは、同数票テーゼと整合的であるようにも見える。だが、一つの選挙で各人が持つ票数は実際に異なるのだから、同数票テーゼに反対していると解釈すべきである。

3.3.2 若年者の専制

余命制は、少子高齢化社会では高齢者の専制を排除し、適切な結果を生む傾向を持つ。だが逆に、多子若年社会では高齢者に対する「若年者の専制」を生みだしてしまうと批判される（安藤 2016 : 42）。

しかしながら、高齢者の専制と若年者の専制を同列に語ることはできない。死は終わりであると考える文化では、高齢者は若年者と比して、短期的視野を持つ。短期的視野は、無限繰り返しゲームが示すように、協力を阻害する。そのため、短期的視野保持者の専制と長期的視野保持者の専制では、後者のほうが害が少ない。

残る問題は、高齢者か若年者かではなく、人口の多い世代が人口の少ない世代に対して専制的になるという点である。これは、少子高齢化社会でも多子若年社会でも同じである。この世代間専制をどうするか。

集団間の人口の格差は、世代に限られるわけではない。都市と地方、人種的・民族的・宗教的な多数派と少数派でも同じである。こうした集団間人口格差がある場合、一人一票原則に基づく民主的決定は、構造的少数者を抑圧するという問題を生じさせる。この問題を解決するためには、民主的決定に制約を課す制度が必要である。例えば、裁判所による人権保障など、構造的少数者を抑圧しないように一部の主題を民主的決定の対象から外す仕組みである。それと同様に、国債の発行禁止や年金会計の分離を、その改正に特別多数決を必要とする憲法に盛り込むなど、世代的少数者を搾取しないように、民主的決定の対象から外す仕組みを導入することが必要である。

3.4 有権者の範囲

以上のように、ミルの複数票制やドメイン投票制など同数票テーゼを否定す

る議論が、それぞれ一定の説得力をもって展開されている。

しかしながら、同数票テーゼは、現状では、非常に広範に支持されていると
いってよいだろう¹⁷⁾。単数票制は同数票テーゼを含意するのだから、単数票
制が広範に採用されているということは、同数票テーゼに対する広範な支持を
示している。

では、同数票テーゼを支持すべきだろうか。ここで、同数票テーゼに再考を
迫る論点を提示したい。それは第一の問い、すなわち有権者の範囲の問題であ
る。

有権者という概念は、投票権を持つ者と持たない者の区別を前提とし、投票
権を持つ者を一部の者に制限する。有権者とは、票数が1（ないし複数）の者
であり、非有権者とは票数が0の者である。ゼロも数なのだから、有権者とい
う概念は次のテーゼを擁護している。

各人が持つ票数を別にしてよい

これは、非同数票テーゼに他ならない。したがって、有権者の範囲を限定す
る議論は、非同数票テーゼを採用していることになる。例えば、外国人や未成
年者に投票権を付与しない議論は、票数1の者と票数0の者を生み出すこと
で、同数票テーゼを否定している。

それだけではない。ある地方自治体の選挙で投票権を持つ者は、別の地方自
治体の選挙で投票権を持たないことが通例である。このように、地方自治体の
選挙に着目するならば、有権者の範囲を限定する議論は広範に支持されている
といてよい。そうだとすると、同数票テーゼは広範に否定されていることにな
る。

同数票テーゼは、一方で広範に支持され、他方で広範に否定されている。こ
の矛盾をどのように理解すればよいか。そもそも、なぜ票の平等なのか。票の
不平等配分の何が問題なのか。

17) 例外的にゴースは、誰が知的優位者であるかがわからないという問題点を指摘しつつ、知的
優位者がより大きな影響力を持つこと自体には反対できないとする (Gaus 1996: ch.14)。

4 票の配分基準

この問いに答えるためには、第五の問い、すなわち票の配分基準に向かう必要がある。いかなる基準に基づいて票を配分すべきか。

4.1 複数票制

まずは、非同数票テーゼを採用する議論がどのような配分基準に依拠しているかを確認しよう。

ミルの複数票制が着目するのは、「個人の知的優越」である。つまり、票の配分基準は知的能力、すなわち政治的な知識と判断能力である。ミルの複数票制は、〈能力に応じて票を配分すべし〉という能力原理に依拠している。

ドメイン投票制や余命制が着目するのは、政治的決定が及ぼす影響である。政治的決定は、成人のみならず未成年者にも影響を及ぼす。それだけではなく、余命制がいうように、受ける影響は未成年者のほうが成人よりも大きい。余命制は、〈受ける影響に応じて票を配分すべし〉という影響原理に依拠している。

この影響原理は、民主制において誰が有権者かという民主制の境界問題に対して、有力な解答を与える原理として知られている¹⁸⁾。

能力原理と影響原理では、未成年者の扱いが異なる。能力原理は、知的能力に劣る未成年者に票を配分することを否定する。「口の不自由な子ども」に対して選挙権を与えようと人々は考えないだろう、とミルは予想する。読み・書き・算数のできない者に対して票を配分することを、ミルは明示的に否定する（Mill 1861：330、訳219）。ミルはさらに、読み・書き・算数に加えて、地球の構造、その自然的・政治的区分、世界史および自国の歴史と制度の初歩に関する知識が要件とされることは望ましいとする（Mill 1861：330-331、訳220）。

これに対して影響原理は、政治的決定の影響を受ける未成年者に票を配分することを肯定する。それだけではなく、環境破壊や年金制度のように影響が長期にわたる政治的決定については、受ける影響の大きさからより多くの票を未成年者に配分することを要求することがある。

18) 影響原理について、参照、Goodin 2007。

4.2 有権者の範囲：未成年・受刑者

次に、有権者の範囲について確認しよう。先に確認したように、有権者の範囲の問題は、票の不平等配分の問題に他ならない。したがって、有権者と非有権者の境界がいかなる根拠で引かれているかを確認することは、票の配分基準の検討に直結する。

現在、有権者から除外されている主な類型は、未成年者・受刑者・外国人である（参照、公職選挙法第9条、第11条）。それぞれが、票を不平等に配分してよい理由を示している。

第一に、未成年者が有権者から除外されているのは、既に見たように、未成年者の判断能力が十分でないことが理由だろう。つまり、未成年者に票が配分されないのは、能力原理に依拠している。

第二に、受刑者の参政権は、論争的なテーマである。受刑者の参政権、少なくとも選挙権を制約することに対しては批判も強い。受刑者の選挙権を制限することの合憲性について、近時の下級審の判断は割れている。この問題は、根本的には、刑罰はなぜ正当化されるのかという刑罰論に関わっているため、票の持つ意義だけを検討しても最終的な解答は得られない¹⁹⁾。

現在の日本の公職選挙法で、受刑者が有権者から除外されているのは、受刑者を政治社会の外部に（つまり刑務所の内部に）配置し、正統な構成員としての承認を与えないことが一つの理由だろう。つまり、受刑者に票が配分されないのは、〈承認に応じて票を配分すべし〉という承認原理に依拠している。

この承認原理は、能力原理や影響原理とは異なる含意を持つ。

第一に、票を配分しないことは、正統な構成員として承認していないことを意味するため、承認を付与するために、原則として票を少なくとも1票配分することが重視される。

例えば、成年被後見人は十分な判断能力を持たないため、能力原理によれば、未成年者と同様に選挙権を付与すべきでないという結論になる。これに対して、成年被後見人にも選挙権を付与する「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第21号）が立脚するのは、成年被後見人を正統な構成員として承認すべしとする承認原理であ

19) 私自身は、受刑者にも参政権を付与すべきだと考えている。しかも、その参政権には選挙権のみならず被選挙権も含まれる。この点について、参照、瀧川2017予定。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

る。

第二に、票を不平等に配分することは、構成員間で承認の程度に不平等を生じさせることになるため、票を同数配分することが重視される。つまり、承認原理は同数票テーゼと高い親和性を持つ。この点で、同数票テーゼを必ずしも支持しない能力原理や影響原理とは異なる。ミルの複数票制が支持を集めてこなかったのは、承認原理と衝突するからである。

4.3 有権者の範囲：外国人

外国人の参政権は、受刑者の参政権以上に論争的なテーマである²⁰⁾。外国人を有権者から除外する理由は、外国人が当該選挙の外部者だと理解されていることにある。

一般に、外部者に投票権を付与しない理由としては、以下の三つを挙げることができる。①外部者は当該投票に関わる事項について十分な知識を持たない。②外部者は当該投票の結果から影響を受けない。③外部者は外部で投票権を持つ。

理由①は、能力原理に依拠している。特に、外国に居住する外国人は、十分な知識を持たず、その知識を獲得する意欲にも欠けることが多いので、適切な政治的知識を持たない蓋然性が高い。そのため、外国人に参政権を付与すべきでないと論じることが可能である。

だが逆に、一定期間居住する外国人は十分な知識を持つ蓋然性が高い。そのため、能力原理に依拠して、一部の外国人に参政権を付与すべきだと論じることも可能である。

理由②は、影響原理に依拠している。外国に居住する外国人は、受ける影響がないか、かなり限定されている。そのため、外国人に参政権を付与すべきでないと論じることが可能である。

だが逆に、一定期間居住する外国人は受ける影響が大きい。例えば、所得税の納税義務を負うのは国民ではなく、居住者（すなわち、「国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人」（所得税法第5条第1項、第2条第3号））であり、外国人も負いうる。そのため、影響原理に依拠して、一部の外国人に参政権を付与すべきだと論じることも可能である。

20) 現在の私自身の見解は、瀧川 2002 で提示したものと基本的には変わらない。

このように、能力原理と影響原理は、外国人の参政権を否定する論拠にも肯定する論拠にもなる。

外国人の参政権を肯定する別の論拠を与えるのが、承認原理である。参政権を持たないということは、当該政治社会の正統な構成員として承認されていないことを意味する。したがって、政治社会の正統な構成員である以上、参政権を持つべきだとされる。つまり、外国人の参政権を肯定する議論の一つは、承認原理に依拠している。

理由③は、外部者が担当すべき任務は外部にあるという発想に依拠する。ここで参照すべきは、責任の割当という発想である。例えば、複数の医者が多数の入院患者を診療するとき、各医者がすべての入院患者を診療する全医師診療制よりも、各医者に一定数の入院患者を割り当てる担当医制のほうが、よりよい診療が行われるだろう。こうした責任の分割と割当を推奨するのが割当責任論である。

その議論をここでの文脈にあてはめれば、A国を担当するのはA国民、B国を担当するのはB国民というように、担当を割り当てることで地球全体のガバナンスがうまくいくだろう²¹⁾。その前提にあるのは、〈担当する責任に応じて票を配分すべし〉という担当原理である。

この担当原理は新奇なものではない。実のところ、地方選挙は担当原理に依拠している。東京都民が東京都知事選挙に対しては投票権を持つが大阪府知事選挙に対しては投票権を持たないのは、東京都民が東京都のガバナンスを担当しているからである。同様に、日本国民が日本の国政選挙に対して投票権を持つがアメリカ大統領選挙に対して投票権を持たないのは、担当原理によって説明できる。

担当原理は外国人の参政権に対して否定的な含意を持つ。外国人は、あくまでその者が担当すべき国のガバナンスを担当すべきだということになるからである。

5 票の目的と票の平等

以上の検討から、票の配分原理として、能力原理・影響原理・承認原理・担

21) この割当責任論については、参照、瀧川 2010。その詳細は、別稿を予定している。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

当原理の四つが析出された。これらの原理と、同数票テーゼとの関係を順に検討していこう。

5.1 能力原理

能力原理は、非同数票テーゼと親和性が高い。政治的な知識や判断能力が同じでない以上、能力に応じて票を配分すべしとする能力原理は、票の同数配分を否定する²²⁾。残る問題は、二つである。

第一は、政治的な知識・判断能力の具体的内容である。ミルのいう「読み・書き・算数」がなぜ票の不平等配分を正当化しうるような知識・能力であるといえるのか。

第二は、十分な政治的知識・判断能力の判定基準である。ミル自身これが難問であることを認めている。「誰が知っているかをいかに知るのか」という問いに答えるのは難しい。そのため、能力原理が原理的には正しくとも、実践的には実行不可能であるという結論に至ってもおかしくない。

この問題が深刻なのは、何が政治的な知識・判断能力であり、それをどのように判定するかが、それ自体政治的な判断であり、構造的な支配を招きかねないからである。例えば、一部の社会階層が識字能力を持たないときに、識字能力を票の配分基準とするならば、識字能力の向上を政策目標から外すことで、その社会階層を構造的に支配することが可能になってしまう。同じような構造的支配は、担税力を票の配分基準とするときにも生じかねない。

5.2 影響原理

影響原理も能力原理と同じく、非同数票テーゼと親和性が高い。ある決定から受ける影響には人によって大小があるのだから、影響に応じて票を配分すべしとする影響原理は、票の同数配分を否定する。

影響原理は、グローバル民主制論においてしばしば言及される²³⁾。決定の影響を受ける者は、決定に関して投票する権利を持つべきだと主張される。例えば、誰がアメリカの大統領となるかによって、アメリカ国民のみならず世界中の人が影響を受けるのだから、アメリカ国民だけがアメリカ大統領選挙の選

22) だがもちろん、同じ能力の者の間で一票の格差が生じることに對して、能力原理は反對する。

挙権を持つのは不当だといわれる。影響原理は、この主張を支持すると同時に、受ける影響はアメリカ国民のほうが大きいのだから、より多くの票をアメリカ国民が持つことは公平だという結論を導きうる。残る問題は、二つである。

第一の問題は、影響の測定問題である。ある決定によって受ける影響を測定することは困難である。例えばアメリカ大統領選挙によって、地球上の誰がどの程度の影響を受けるのだろうか。

影響の測定問題には、因果関係の予測の問題だけではなく、影響の指標の問題も含まれる。仮に金額を指標として測定するならば、所得税率の決定によって大きな影響を受けるのは高額納税者だということになり、影響原理からは高額納税者に低額納税者より多くの票を配分すべきだということになるが、それでよいか。それを問題視するのであれば、どの指標で測定すべきか。

第二の問題は、影響原理の根拠問題である。影響原理を支える根拠を明らかにする必要がある。受ける影響が大きい者により多くの票を配分すべき理由は何か。なぜ票は影響に比例しなければならないのか。

一つの理由は、ある決定によって受ける影響が大きい者は、その決定を真剣に考慮するので、決定が正解に近づくというものだろう。つまり、決定の正しさを確保するためである。別の理由は、ある決定によって影響を受ける者は、その決定に関与する権限を持たなければ他律的になってしまうというものだろう。つまり、決定の自律性を確保するためである。自律的決定が正しいとは限らないので、この二つの理由は異なる。

23) フレイザーによれば、グローバル化する世界において誰が正義の主体であり、誰の利害が考慮されるべきかについて、三つの原理が提示されてきた。第一は、構成員資格原理である。つまり、構成員であることが正義の主体の条件である。だが、この原理は排他的なナショナリズムを追認してしまう。第二は、人間主義原理である。つまり、人間であれば正義の主体であるとする。だが、この原理は現実的・歴史的な社会関係を無視してしまう。第三は、影響原理である。つまり、影響を受けることが正義の主体の条件である。だが、この原理は結局すべての人が影響を受ける以上、すべての人が正義の主体であるとしてしまう。

こうした三つの原理の欠陥を乗り越えるべく、フレイザーが提示するのは、服従原理である。つまり、統治構造に服従していることが正義の主体の条件である。影響と服従は類似するが、因果性によって判定される影響は結局無差別的に全ての人を包含するのに対して、道徳的考慮によって判定される服従は限定的であるというのがフレイザーの理解である (Fraser 2008: chap.4)。影響原理 (all-affected principle) を、服従原理 (all-subjected principle) と対比して検討するものとして、参照、Näsström 2011。

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

影響原理の根拠問題は、影響の測定問題につながる。影響原理の根拠を決定の正しさに求めるならば、決定をより真剣に考慮するような影響を受ける者に、より多くの票を配分すべきことになる。そのとき、納税額が高額でも生活に影響がないならば、高額納税者により多くの票を配分すべきとはいえないだろう。影響原理の根拠を決定の自律性に求めるならば、影響の測定問題がそもそも生じないかもしれない。「自律性の程度」という観念が理解しがたいからである。選挙で1票でなく2票持つと、決定がより自律的になるといえるか疑問である。

この二つの問題に関して、余命制は有望な制度である。

第一に、余命は影響を測定するために相当程度明確な指標である。少なくとも長期的影響を持つ決定について、余命は影響の適切な指標となりうる。

第二に、余命制は、決定の正しさを確保するという理由で影響原理を支持すると考えられる。そもそもドメイン投票制や年齢別選挙区制が提案されたのは、シルバー民主主義の弊害である。すなわち、少子高齢化時代に、多数派である高齢者が短期的視野で決定に参加することで、少数派である若年層が不利益を被ることが問題である。長期的により大きな影響を受けるがゆえに、より真剣に問題を考慮する若年層により多くの票を配分することは、理に適ったことである。

5.3 承認原理

承認原理は、能力原理や影響原理と異なり、同数票テーゼと親和性が高い。能力や影響の評価ではなく、正統な構成員としての承認は、あれかこれかの二値的な価値である。そのため、承認の程度を数値化する非同数票テーゼとの親和性は低い。

ただし、承認原理が必然的に同数票テーゼを含意するとはいえない。貴族・僧侶・軍人といった一部の階層が「別格」だと考えられている社会や、一級市民と二級市民の区別が当然視されている社会では、社会的承認の程度に応じて票数に差を付けることを、〈承認に応じて票を配分すべし〉という承認原理は要求する。逆にいえば、こうした格差を否定し構成員間の身分の平等を重視する多くの社会では、承認原理は同数票テーゼを支持する。

残る問題は、各人に少なくとも一票与えることと、各人の持つ票数に格差があることを、別問題として扱うことができるか否かである。ミルは、先に見た

ように、票を配分しないことと票を不平等に配分することは全く別だと主張する。

この問題は、「地位の承認」、すなわち適格者に最低一票を配分することで正統な構成員として承認することと、「能力の承認」、すなわち有能者により多く配分することで有能者の能力を承認することを、ミルがいうように切り離すことができるかにかかっている。別のいい方をすれば、有能者の承認を非有能者の非承認に転化させない方法は存在するかに依存する。

地位の承認と能力の承認を切り離すためには、能力の公正な判定と能力を獲得する機会の平等が不可欠である。しかし、能力原理について先に検討したように、それは相当に困難である。そのため、承認原理と非同数票テーゼを整合させることは困難だといえるだろう。

5.4 担当原理

担当原理によれば、担当する責任に応じて票を配分される。ある地域を統治する責任を割り当てられた者が、当該地域の有権者である。この意味で、投票は有権者の権利であるというよりは責任である。

担当原理が依拠する割当責任論によれば、ある部分を統治する義務は、全体を統治する義務から派生する。したがって、ある国家を統治する義務は、地球を統治する義務から派生する。ある国家を統治する責任を担当するのが、その国の国民である。

この論理に基づくと、地球を統治する義務を果たすために、各人はいずれかの地域を統治する選挙に対して少なくとも1票を持つことが要請される。逆にいえば、票を持たず義務を果たさない者が存在することは許されない。このような主張は、一見すると奇異に感じられるかもしれないが、そうではない。現状において地方選挙では、各国民はいずれかの地域を統治する選挙に対して票を持つが、これは担当原理に依拠するものだと理解できる。先の主張は、それを地球規模に拡張しただけである。

担当原理が要求するのは、各人がいずれかの領域で票を持つことであり、それだけである。このことは、二つの含意を持つ。

第一に、人がある領域で複数の票を持つ可能性は開かれている。より重い責任を担う者により多くの票を配分すべきだと一応はいえる。だが、なぜ人によって負う責任の重さが異なるのかが不明であり、同数票テーゼを否定する根拠

票を不平等に配分する（瀧川裕英）

を担当原理に見出すことは困難である²⁴⁾。

もっとも、統治する義務を果たすためには、統治に関する能力が不可欠である。このことは、〈当為は可能を含意する〉という命題によって示される。そうだとすると、担当原理は能力に関する考慮を含むことになる。その結果として、統治に関する能力の高い者は、統治に関する重い責任を負うという結論もありうる。そのため、担当原理は非同数票テーゼと整合的でありうる。

第二に、人が複数の領域で票を持つ可能性も開かれている。だが、一人が持つ時間や能力を分散させるのではなく集中させる点に担当原理の根拠があることからすれば、一人の人間が多数の領域で票を持つことについては、消極的に考えることになろう。

おわりに

以上の考察で示されたように、〈各人の持つ票数を同じにすべきである〉という同数票テーゼに対して、能力原理・影響原理・承認原理・担当原理の4原理は、それぞれ異なる評価を与える。

問題は、これら4原理のいずれを重視すべきかである。

この問題はいうまでもなく、民主制の意義を何に見出すかにかかっている。人々に票を配分して投票して決定する方式は、いかなる点で優れているのか。四つの票配分原理の優劣という問題への解答は、民主的決定方式の意義の解明を待つことになる。

〔文 献〕

Amar, Akhil Reed (1984) Choosing Representatives by Lottery Voting. *93 Yale Law Journal* 1283.

Amar, Akhil Reed (1995) Lottery Voting: A Thought Experiment. *The University of Chicago Forum*.

Demeny, Paul (1986) Pronatalist Policies in Low-Fertility Countries: Patterns,

24) これは、道徳的義務の重さは人によって異なるのか、という問題に関わる。他人に危害を加えない義務をより多く負う人はいるだろうか。困っている人を助ける義務はどうだろうか。

- Performance, and Prospects. *Population and Development Review* 12: 335-358.
- ドメイン・ポール他 (2011) 「対談「ドメイン投票法」の衝撃」NIRA 62.
- Fraser, Nancy (2008) *Scales of Justice: Reimagining Political Space in a Globalizing World*. Polity. 向山恭一訳『正義の秤——グローバル化する世界で政治空間を再想像すること』(法政大学出版社, 2013年)
- Gaus, Gerald F. (1996) *Justificatory Liberalism*. Oxford University Press.
- Goodin, Robert E. (2007) Enfranchising All Affected Interests, and Its Alternatives. *Philosophy and Public Affairs* 35(1): 40-68.
- Mill, John Stuart (1861 [1998]) Considerations on Representative Government. In John Gray (Ed.) *On Liberty and Other Essays*. Oxford University Press. 水田洋訳『代議制統治論』(岩波書店, 1997年)
- Näsström, Sofia (2011) The Challenge of the All-Affected Principle. *Political Studies* 59: 116-134.
- van Parijs, Philippe (1999) The Disfranchisement of the Elderly, and Other Attempts to Secure Intergenerational Justice. *Philosophy and Public Affairs* 27(4): 292-333.
- 安藤 馨 (2016) 「世代間正義における価値と当為」杉田敦編『岩波講座 現代 第4巻 グローバル化のなかの政治』岩波書店.
- 小黒一正・石田良 (2012) 「「余命投票方式」の移行可能性に関する一考察」CIS Discussion paper series: No. 562. <http://hdl.handle.net/10086/23166>
- 坂井豊貴 (2013) 『社会的選択理論への招待——投票と多数決の科学』日本評論社.
- 瀧川裕英 (2002) 「国民と民族の切断——外国人の参政権問題を巡って」『法学雑誌』49巻1号, pp. 1-29.
- 瀧川裕英 (2010) 「人権は誰に対する権利か——人権保障責任主体の問題——」井上達夫編『講座 人権論の再定位 5 人権論の再構築』法律文化社.
- 瀧川裕英 (2017) 「支配からの解放」指宿信他編『刑事司法への問い』岩波書店.
- 竹内 幹 (2011) 「「年齢別選挙区」で子どもの声を政治に生かせ」日経ビジネス ON LINE. <http://business.nikkeibp.co.jp/article/manage/20110531/220334/>
- 長谷部恭男 (2014) 『憲法 第6版』新世社.